

# 福岡県公報

平成22年11月12日  
第3183号

## 目次

告示(第1782号 - 第1792号)

土地改良区の役員の退任	(農村整備課)	.....	1
土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	.....	1
公共測量の終了	(県土整備総務課)	.....	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	3
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	3
鳥獣保護区の存続期間の更新	(自然環境課)	.....	3
特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定	(自然環境課)	.....	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	7
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	8
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	8
公共測量の実施	(県土整備総務課)	.....	8
公 告			
落札者等の公示	(システム管理課)	.....	9
福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務の委託に係る提案の募集	(税務課)	.....	9
正 誤			
開発行為に関する工事の完了(平成22年11月福岡県告示第1711号)			
中正誤		.....	10

## 告 示

福岡県告示第1782号

糸島郡志摩町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年11月12日

福岡県知事 麻 生 渡

退任監事

氏 名	住 所
小金丸 知 男	糸島市志摩新町475番地2

福岡県告示第1783号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年11月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 起業者の名称  
朝倉市
- 2 事業の種類  
水源の森(仮称)整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
福岡県朝倉市荷原字二田ヶ原及び字鬼ヶ城並びに黒川字呑吉地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について  
本件事業は、土地収用法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」及び第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

定期発行日 毎週月水金曜日  
 (発行) 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
 (作成) 〒812-0041 福岡市博多区吉塚8丁目2番15号  
 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話) 092-643-3030  
 株式会社西日本新聞印刷 (電話) 092-611-4431

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である朝倉市は、本件事業を施行する権能を有する主体であると認められ、平成22年度一般会計予算により既に本件事業に係る財源措置を講じているので、本件事業は土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、朝倉市が同市荷原字二田ヶ原及び字鬼ヶ城並びに黒川字呑吉地内において、寺内ダムに流れ込む帝釈寺川上流域周辺の既存森林の保全及び新たな植林によって水源涵養林の整備を行い、水源涵養機能を向上させ、かつ寺内ダム及び帝釈寺川の水質改善と水質保全を図るとともに、市民に対して水と森林の重要性を教育・啓発する場として整備するものである。

寺内ダムは、筑後川に注ぐ佐田川に、水害の防止、筑後川下流の既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流量確保、福岡都市圏など福岡・佐賀両県にまたがる広域の生活用水の確保並びに筑後平野への農業等灌漑用水の補給を目的とし、昭和53年に完成した。しかし、寺内ダムを水資源開発公団（現在の独立行政法人水資源開発機構）が管理を開始した直後の昭和54年夏、上水道のカビ臭障害が指摘され、その後もダム貯水池の富栄養化のためプランクトンが異常繁殖し、上水道における異臭味障害やろ過障害、ダム貯水池における景観障害が発生している。これらの障害を解消するため、国、福岡県、関係市、水資源開発公団を構成団体とした寺内ダム水質検討研究会及び寺内ダム水質対策検討会により、水質改善の対策が講じられてきたが、寺内ダムの水質の改善が見られない状況にある。

このような状況の中、朝倉市は、寺内ダムに流入する上流域のうち帝釈寺川上流域の土地を取得し、水源涵養林と位置づけた公益機能森林として整備し、水源地域対策を積極的に行うこととした。森林整備に当たっては、市民、利水団体、ボランティア等の協力を得て植樹や育成管理を行うとともに、市民に対して水と森林の重要性を教育・啓発する場として提供する。加えて、環境保全活動につなげることで、朝倉市の水資源に恵まれた特徴をさらに活かすとともに、関係団体や水資源の受益地域の住民との交流活動の推進と連携の強化を図るものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、森林化により、寺内ダム及び帝釈寺川の水質汚濁の原因を除去し、水質改善に資するとともに、水源涵養林と

しての機能が向上する。また、森林の有する機能である大気保全、保健休養、生物多様性の維持、二酸化炭素の吸収等の向上に資することができる。さらに、水源地域の乱開発行為等を防止し、将来にわたり寺内ダムの水質を保持し、改善することができる。加えて、水と森林の重要性を教育・啓発することができる具体的な環境保全活動や体験活動の場となるなど、相当の効果も見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ なお、本件事業に係る起業地は農業振興地域に含まれているが、農業振興地域整備計画の変更の手中であるとともに、福岡県知事からやむを得ないとの意見書を得ており、朝倉市の土地利用計画との整合性は保たれる。

エ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、寺内ダムの水源として涵養機能の向上を最大限に図るため、山の傾斜などの自然の地形及び既存の物件を有効に利用でき、水質汚濁の原因の蓋然性が高く、森林化が必要な土地の区域を含んだ本件事業の施行に必要な最小限の範囲とする案を採用しており、環境的、社会的、技術的、経済的な面から申請案は合理的であると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、寺内ダム水質検討研究会及び寺内ダム水質対策検討会により、寺内ダムの水質改善の対策が講じられてきたが、改善の効果が見られない状況にあることに加え、帝釈寺川上流域の開発や、森林区域の土地所有者の高齢化に伴う管理に係る懸念から、従前から存する森林も水源涵養林としての機能が低下する恐れがあり、水質の汚染も進む状況が指摘されていることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ

、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、朝倉市から申請のあった水源の森(仮称)整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

朝倉市役所朝倉支所(農業振興課)

福岡県告示第1784号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年11月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量(3級基準点測量)

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成22年3月31日

福岡県告示第1785号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年11月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字原田2104番地1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑紫野市大字原田2106番地の1

山内 正光

福岡県告示第1786号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成22年11月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

八女市黒木町大淵字柿原7965の17

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第1787号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

平成22年11月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 和布刈鳥獣保護区

(1) 区域

北九州市門司区のうち、主要地方道門司行橋線と国道198号との交点を起点とし、同国道を北西へ進み門司港駅前交差点に至り、同交差点から同区港町と西海岸1丁

目との町堺に沿って北西へ進み干潮時海岸線に至り、同海岸線に沿って北東へ進み潮見鼻を経てさらに東へ進み田野浦海岸を経て主要地方道黒川白野江東本町線に接続し、同主要地方道を南東へ進み県道田ノ浦港線に接続し、同県道を南西へ進み主要地方道門司行橋線に接続し、同主要地方道を北西へ進み、起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成22年11月15日から

平成32年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区は、北九州市門司区に位置し、一部瀬戸内海国定公園を含んでいる。

市街地に隣接する風師山系一帯は、渡り鳥の中継地点として非常に重要であるとともに、野生鳥獣にとって最適な生息・繁殖環境を提供しており、県指定鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

2 到津鳥獣保護区

(1) 区域

北九州市小倉北区・戸畑区・八幡東区のうち、県道大蔵到津線と主要地方道曾根鞘ヶ谷線との交点を起点とし、同主要地方道を北西へ進み市道西鞘ヶ谷町正津町1号線に接続し、同市道を北西へ進み国道3号に接続し、同国道を北東へ進み市道上到津5号線に接続し、同市道を南東へ進み市道上到津6号線に接続し、同市道を南東へ進み市道上到津29号線に接続し、同市道を南東へ進み市道上到津28号線に接続し、同市道を南西へ進み国道3号線に接続し、同国道を南東へ進み県道大蔵到津線に接続し、同県道を南西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成22年11月15日から

平成32年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区は、北九州市小倉北区の市街地に位置し、広葉樹を中心とした緑地帯となっている。

市街地の中では数少ないまとまった緑地帯であり、野生鳥獣にとって貴重な生息・繁殖環境を提供しており、県指定鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

3 花立鳥獣保護区

(1) 区域

小都市及び筑前町のうち、小都市の主要地方道久留米筑紫野線バイパスと草場川との交点（新御原川橋）を起点とし、同川左岸を上流へ進み県道三箇山山隈線（上高場橋）に接続し、同県道を南西へ進み町道野町花立線に接続し、同町道を南西へ進み小都市道花立117号線に接続し、同市道を南西へ進み市道干潟花立102号線に接続し、同市道を北西へ進み市道干潟花立101号線に接続し、同市道を北西へ進み主要地方道久留米筑紫野線に接続し、同主要地方道を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成22年11月15日から

平成32年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当区域は、小都市と筑前町にまたがり、周辺はナシなどの果樹生産地や水田地帯、ため池が散在し、区域の一部が城山公園として整備されており、シイ、サクラ、タブなどの広葉樹とスギ、ヒノキの針葉樹が混在する市民の憩いの場であるとともに、鳥獣の生息に最適な環境であり、身近な鳥獣生息地として保全を図る必要がある。

## 4 池ノ山鳥獣保護区

## (1) 区域

八女市のうち、池の山橋を起点とし、市道古野麻生線を南へ進み市道古野向小池線に接続し、同市道を南へ進み同市道終点から南へ巨岩を経て旧八女郡星野村と旧八女郡黒木町との境界線に至り、同境界線を西へ進み作業道弥平小屋線支線に接続し、同支線を北へ進み市道本星野朝日当線に接続し、同市道を北東へ進み本星野地区簡易水道浄水場に至り、同浄水場から東へ進み谷に接続し、同谷を下流に向かって進み本星野水路に至り、同水路を上流へ約200メートル進み星野川に接続し、同川左岸に沿って東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

## (2) 存続期間

平成22年11月15日から

平成32年11月14日まで

## (3) 保護に関する指針

## ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## イ 指定目的

当該地域は池の山公園を中心とした県民のレクリエーション地域である。同公園の麻生池周辺は、キツツキ、ガラ類、ホオジロの好む広葉樹が豊富に見られ、同池に注ぐ小川及び星野川は、野鳥にとって最良の水場であり、また、同公園周辺のスギ林が野鳥保護に重要な役割を果たしており、野鳥誘致地区として最良の環境条件を作っていることから、当該地域を鳥獣保護区に指定し、生息環境を維持していくことが重要である。

福岡県告示第1788号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

平成22年11月12日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 筑後川河川敷特定猟具（銃器）使用禁止区域

## (1) 区域

久留米市のうち、国道322号と筑後川左岸の管理道路との交点（合川大橋左岸部）を起点とし、同管理道路（左岸堤防）を南西へ進み高良川右岸堤防との交点に至り、同堤防を南へ進み国道210号との交点（高良川橋右岸部）に至り、同国道を北西へ進み主要地方道久留米小郡線に接続し、同主要地方道を北へ進み筑後川左岸の管理道路との交点（宮の陣橋左岸部）に至り、同管理道路を下流へ進み国道264号との交点（豆津橋左岸部）に至り、主要地方道久留米城島大川線に接続し、同主要地方道を南西へ進み県道中津天建寺武島線に接続し、同県道を西へ進み筑後大堰左岸部に至り、同大堰を北へ進み福岡県久留米市と佐賀県三養基郡みやき町との境界線に接続し、同境界線を北東（上流）へ進み県道江口長門石江島線に接続し、同県道を北東へ進み長門石橋右岸部から筑後川右岸を北東へ進み福岡県久留米市と佐賀県鳥栖市との境界線に接続し、同境界線を宝満川と筑後川との合流点まで進み同合流点から筑後川右岸管理道路を東へ進み国道322号の合川大橋右岸部に至り、同大橋を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

## (2) 存続期間

平成22年11月15日から

平成32年11月14日まで

## 2 島津丸山古墳特定猟具（銃器）使用禁止区域

## (1) 区域

遠賀郡遠賀町のうち、主要地方道北九州芦屋線と主要地方道直方芦屋線との交点を起点とし、同主要地方道を南へ進み町道芝原江通線に接続し、同町道を西へ進み西川との交点に至り、西川右岸を北へ進み主要地方道北九州芦屋線との交点に至り、同主要地方道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

## (2) 存続期間

平成22年11月15日から

平成32年11月14日まで

## 3 彦山川・中元寺川・泌川特定猟具（銃器）使用禁止区域

## (1) 区域

田川郡福智町、田川郡糸田町及び田川市のうち、中元寺川と彦山川との合流点を起点とし、彦山川右岸の県道金田夏吉伊田線を南東へ進み糶橋を経て、彦山川左岸の主要地方道田川直方線に接続し、同主要地方道を北西へ進み彦山川左岸の管理道路（左岸堤防）の交点に至り、同管理道路を北へ進み町道人見久保線に接続し、同町道を北西へ進み中元寺川右岸の町道堀川中元寺川堤防線に接続し、同町道を南へ進み県道金田糸田田川線に接続し、同県道を南へ進み糸田橋を経て、中元寺川左岸の町道宮川稗田線に接続し、同町道を北へ進み町道稗田金田線に接続し、同町道を北へ進み町道中元寺川福丸堤防線に接続し、同町道を北へ進み町道黒尾橋常立寺線に接続し、同町道を北西へ進み町道泌大橋黒尾橋線に接続し、同町道を北西へ進み中元寺川と泌川との合流点から泌川右岸の町道内ノ丸橋南木堤防線に接続し、同町道を南へ進み泌川右岸の管理道路（右岸堤防）に至り、同管理道路を南へ進み町道修理田橋宮山橋線に接続し、同町道を南へ進み修理田橋を経て、泌川左岸の管理道路（左岸堤防）の交点に至り、同管理道路を北へ進み町道宮山橋谷川団地線に接続し、同町道を北へ進み町道神崎大橋南木堤防線に接続し、同町道を北へ進み県道赤池糸田線に接続し、同県道を北へ進み泌川左岸の管理道路（左岸堤防）の交点に至り、同管理道路を北へ進み町道泌大橋内ノ丸橋線に接続し、同町道を北へ進み町道中元寺川下神崎堤防線に接続し、同町道を北へ進み町道人見坂堤防線に接続し、同町道を北東へ進み町道人見村中線に接続し、同町道を北東へ進み主要地方道田川直方線に接続し、同主要地方道を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

## (2) 存続期間

平成22年11月15日から

平成32年11月14日まで

## 4 籐内浦田特定猟具（銃器）使用禁止区域

## (1) 区域

古賀市のうち、同市と福津市の境界線と県道町川原赤間線との交点を起点とし、同県道を南西へ進み市道籐内第67号線に接続し、同市道を北西へ進み市道籐内第119号線に接続し、同市道を北へ進み市道浦田線に接続し、同市道を北東へ進み市道籐内第12号線に接続し、同市道を北東へ進み市道舞の里第103号線に接続し、同市道を北へ進み市道舞の里第102号線に接続し、同市道を東へ進み市道舞の里第105号線

に接続し、同市道を東へ進み同市道の終点から続く農道を北へ進み古賀市と福津市との境界線に接続し、同境界線を東南東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

## (2) 存続期間

平成22年11月15日から

平成32年11月14日まで

## 5 猪野ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域

## (1) 区域

糟屋郡久山町のうち、猪野ダム堤体上のダム管理用道路（右岸）と町道猪野ダム周回線との交点を起点とし、同町道を北西へ進みダムを周回し、猪野ダム堤体上のダム管理用道路（左岸）に至り、ダムえん堤を経て起点に至る線によって囲まれた区域

## (2) 存続期間

平成22年11月15日から

平成32年11月14日まで

## 6 久山西部特定猟具（銃器）使用禁止区域

## (1) 区域

糟屋郡久山町のうち、主要地方道筑紫野古賀線と町道正現寺線との交点を起点とし、同町道を北東へ進み町道山田小松ヶ丘線に接続し、同町道を南東へ進み町道山田久原1号線に接続し、同町道を南へ進み主要地方道筑紫野古賀線に接続し、同主要地方道を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

## (2) 存続期間

平成22年11月15日から

平成32年11月14日まで

## 7 草場特定猟具（銃器）使用禁止区域

## (1) 区域

糟屋郡久山町のうち、町道藤河黒河線と町道草場猪野線との交点を起点とし、同町道を北東へ進み作業道荒谷線に接続し、同作業道を南東へ進み町道草場1号線に接続し、同町道を南へ進み町道猪野草場線に接続し、同町道を西へ進み町道藤河猪野線に接続し、同町道を北西へ進み町道藤河黒河線に接続し、同町道を北西へ進み

起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成22年11月15日から

平成32年11月14日まで

8 宮司・在自特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

福津市のうち、旧宗像郡津屋崎町と旧宗像郡福間町の境界線と県道宮司手光線との交点を起点とし、同県道を西へ進み県道玄海田島福間線に接続し、同県道を北へ進み市道山手線に接続し、同市道を北へ進み市道林ヶ花犬王線に接続し、同市道を東へ進み市道下の園椎の裏線に接続し、同市道を東へ進み市道在自32号線に接続し、同市道を東へ進み旧津屋崎町と旧福間町との境界線に接続し、同境界線を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成22年11月15日から

平成32年11月14日まで

9 犬鳴ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

宮若市のうち、市道二番野谷口線と主要地方道福岡直方線との交点を起点とし、同主要地方道を南西へ進み市道二番野谷口線（南西側）に接続し、同市道を西へ進み司書橋に至り、犬鳴川右岸を上流へ進み市道犬鳴薦野線に接続し、同市道を南へ進み犬鳴御別館跡地を経て市道二番野谷口線に接続し、同市道を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成22年11月15日から

平成32年11月14日まで

10 飯之倉特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

宮若市のうち、第三西部露天溜水池全域

(2) 存続期間

平成22年11月15日から

平成32年11月14日まで

11 葛川特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

京都府苅田町のうち、農道屋敷野口線と町道片島稲光線との交点を起点とし、同町道を北西へ進み町道松蔭葛川線に接続し、同町道を北東へ進み町道金林1号線に接続し、同町道を南東へ進み山口ダム第1幹線水路に接続し、同水路を南東へ進み農道屋敷野口線に接続し、同農道を南西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成22年11月15日から

平成32年11月14日まで

福岡県告示第1789号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年10月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 BOOCSサイエンス

(2) 代表者の氏名

藤野 武彦

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区店屋町6番18号ランダムスクウェアビル6F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、世界の人々に対して、医療の分野から生まれた脳疲労解消システムとして知られるBOOCS (Brain Oriented Oneself Control System / 脳指向型自己調整システム) 理論を普及させ、現代のストレス社会で生きる人々の健康作りのための事業及び子どもの教育を行い、人々の生きがいづくり、子どもの健全な育成及び健全な社会の発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1790号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成22年10月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
NPO法人 日本健康美容科学振興会
- (2) 代表者の氏名  
田中 和夫 田口 敏隆
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県春日市春日原東町1丁目21番1号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、現在就職が困難な若年者や中高年の人々に対して、いつまでも健康で美しくいたい人やアンチエイジングの保持を行う事を目指す美容カウンセラーやボディケアトレーナーを育成することによって、企業の即戦力となる人や独立開業を目指す人を手助けし、又美容健康増進の正しい知識を持った指導者を育成し、職業能力の開発及び失業者対策又保健、医療の増進に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1791号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年11月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
飯塚市太郎丸字黒町1158番1、1158番2、1159番1から1159番3まで、1160番1、1160番2、1161番1から1161番3まで、1162番3から1162番5まで、1163番1、1163番8から1163番11まで、1164番及び1165番、字コモウ1167番1から1167番5、1168番1、1168番2、1170番、1171番1、1171番2、1172番、1173番1、1173番2、1174番1、1174番2、1175番2から1175番4まで、1176番2から1176番7まで、字八反田1177番1から1177番6まで、1178番1から1178番3まで、1179番1から1179番3まで、1180番1から1180番6まで、1181番1、1181番2、1182番1から1182番3まで、1183番1、1183番2、1184番1、1184番2、1185番1から1185番3まで、1186番1から1186番3まで、1187番1、1187番3、1187番4、1187番6から1187番13まで、1188番1、1188番3及び1188番4並びに楽市1009番2、1009番3、1014番2、1105番2及び1105番3、並びに字北畠683番1、683番3、684番2、684番4、685番2、685番5、687番1及び687番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
新潟県新潟市南区清水4501 - 1  
株式会社 コメリ  
代表取締役 捧 雄一郎

福岡県告示第1792号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年11月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類



公共測量（ほ場整備基本図作成0.18km<sup>2</sup>）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区高野地内	平成22年10月4日から 平成23年2月28日まで

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成22年11月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 落札に係る物品の名称及び数量

共通基盤システム用機器等の賃貸借一式 72ヶ月

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部システム管理課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成22年10月26日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

東京センチュリーリース株式会社福岡営業第一部

(2) 住所

福岡市中央区天神1丁目13番6号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

44,165,520円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成22年9月10日

公告

次のとおり福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務委託に係る提案を募集します。

平成22年11月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 提案の内容

福岡県自動車税納税通知書テストプリント業務に係る提案（詳細は、「福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務委託に伴う企画提案競技実施要領（以下、「企画提案競技実施要領」という。）」によるほか、説明会を開催する。）

2 提案資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていることを条件とする。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) 過去2年間の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、適切に履行を行っていること。

なお、実績を証明する書類を提出すること。

(3) 県内に事業所を有する者であること。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の名称

福岡県総務部税務課直税第二係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3067

(2) 企画提案競技実施要領の交付

## ア 期間

この公告の日から平成22年12月6日（月）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで

## イ 場所

(1)の部局とする。

## ウ 方法

無料で直接交付する。

## (3) 説明会

## ア 日時

平成22年11月26日（金）午前10時00分から午前11時30分まで

## イ 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁地下1階南棟 行政15号会議室

## ウ その他

出席者は1社につき3名までとする。事前予約は不要。

## (4) 提案書の提出

## ア 期限

平成22年12月6日（月）午後5時まで

## イ 場所

(1)の部局とする。

## ウ 方法

直接（ただし、県の休日は受領しない。）

## 正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
22・11・1	3179	告 示	1711	1			後から 7		墨田区横網	墨田区横網